

★ 資格取得届に記載する報酬月額について

資格取得届に記載する報酬月額には各種手当を含んだ総額を記載してください。

特に通勤手当や残業手当の漏れが多く見られますので、報酬月額の記載にあたっては、必ず漏れのないようご注意ください。

また、食事や住宅などを現物で支給する場合も報酬となり届出に記載が必要です。記載漏れにご注意ください。

★ 夏季賞与支払届について（お願い）

賞与支払届は、賞与を支給した日から5日以内に提出していただくことになっております。

提出されていない事業所については、至急提出してください。また、賞与を支給しない場合でも健保のみ「健康保険被保険者賞与支払届連絡票」の提出をお願いします。

★ 月変予定者について

算定基礎届提出時の8月および9月月変予定者については、支給額が決定し従前等級より2等級以上の差が生じた場合、速やかに月額変更届を提出してください。月額変更届の備考欄には昇降給差額・昇降給月及び理由（昇給、通勤手当増など）を必ず記入してください。

なお、月額変更該当しない方の届出は不要ですが、算定基礎届が必要になりますので提出してください。

★ 標準報酬月額の有効期間について

- ・「算定基礎届」によって改定された標準報酬月額は、9月分保険料から翌年8月分保険料まで適用されます。
- ・「月額変更届」によって改定された標準報酬月額は、1月から6月までに改定されたものはその年の8月分保険料まで、7月から12月までに改定されたものは翌年8月分保険料まで適用されます。
- ・「資格取得届」によって決定された標準報酬月額は、1月から5月までに決定されたものはその年の8月分保険料まで、6月から12月までに決定されたものは翌年8月分保険料まで適用されます。

[注] 当月分保険料の納付期限はその翌月末になります。

例：9月分保険料・・・10月中旬告知、納付期限は10月31日（銀行休業日の場合は翌営業日）

※算定基礎届の確認通知書は、8月下旬に発送予定です。

★ 健康保険限度額適用認定証について

「健康保険限度額適用認定証」の有効期限を経過、もしくは使用予定がなくなった場合は健保組合に返却してください。有効期限が経過しても使用予定がある場合は再度「健康保険限度額適用認定申請書」を提出してください。